

有限会社スガワラ電装 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 1月 1日～平成35年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年 1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年 4月～ 制度に関するパンフレット等を収集・作成し、社員に配布または社内に掲示
- 平成31年 4月～ 法改正の都度適宜調査、収集・作成および配布または掲示を実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を平成31年4月1日以降の基準日から全員6日以上とする。

<対策>

- 平成31年 1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年 3月～ 年次有給休暇の希望を聴取する
- 平成31年 4月～ 全社員の取得状況を逐次把握し達成に努める